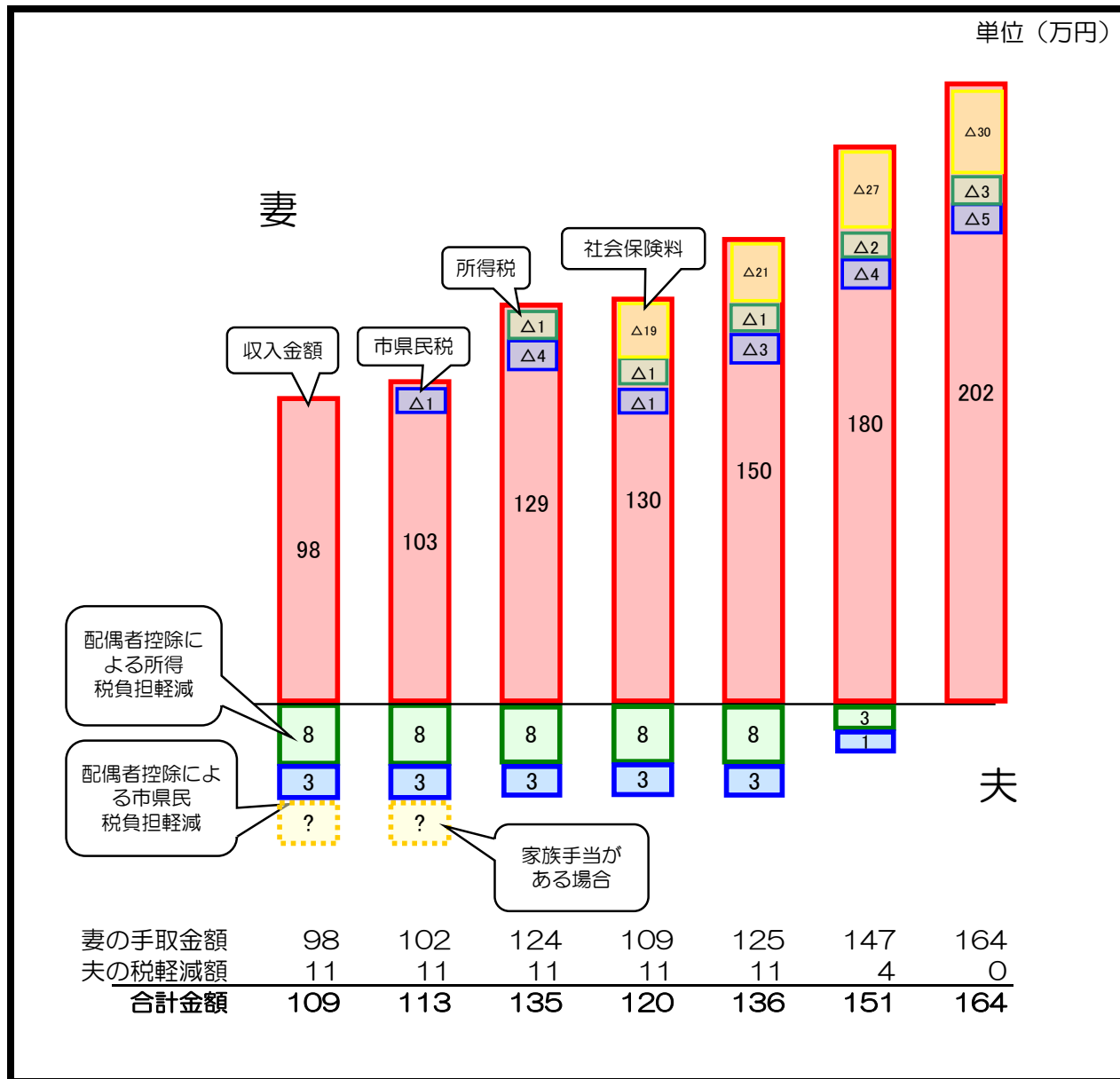


## パートさんの給料の有利不利について（図解）

【設例】 夫の税負担率は所得税20%、市県民税10%と仮定（年収1,120万円以下の場合）  
 年収130万円を超える場合は妻の勤務先の社会保険料に加入する



※ 上記金額はおおよその概算金額です。又、定率減税を考慮しておりません。  
 妻が扶養家族であるとき夫の勤務先から家族手当が支給される場合は、年間手当金額を加味して判定して下さい。